別紙８(市暴排条例関係)

誓約書

　暴力団排除条例(平成２３年相模原市条例第３１号。以下「条例」という。)を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約します。

記

１　条例第２条第３号に掲げるものに該当していません。

２　上記１に違反したときには、本体験の機会の場の認定の解除、その他市が行う一切の措置について異議を述べません。

　　　　　年　　　月　　　日

相模原市長　あて

所　 在　 地

名　　　　称

代表者職氏名

備考

１　誓約者が法人その他の団体の場合にあっては、「所在地」については、主たる事務所の所在地を記載すること。

２　氏名(法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人その他の団体にあっては、その代表者)が署名することができる。

　３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

相模原市暴力団排除条例(抜粋)

(定義)

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(３)　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。